

群馬県特別監査に対する改善状況

(令和7年7月31日現在、8月31日現在) について

群馬県生活保護法施行事務監査（特別監査）の実施結果に対する是正改善措置状況（令和7年7月31日現在、8月31日現在）について、次のとおり桐生市ホームページで公表します。

引き続き、信頼回復に向けて、法令を遵守し、要保護者の権利を尊重し、組織として生活保護業務の改善に取り組んでまいります。

■公表日 令和7年9月4日（木）

■内 容 桐生市ホームページ「群馬県特別監査に対する改善状況（令和6年9月以降）
<https://www.city.kiryu.lg.jp/kurashi/fukushi/1024625.html>」のとお

■主な改善状況

（令和7年7月）

- ・事務研究会（7月）での重点項目として、「分割支給に関すること」の是正改善内容を確認し、日々の対応に問題がないことを確認
- ・ケースワーカーを1名増員して9名体制とした。
- ・福祉課窓口の呼び出しモニターの表示をプライバシーに配慮した表現に変更した。
- ・福祉事務所長研修（オンライン）に保健福祉部長が参加した。

（令和7年8月）

- ・事務研究会（8月）での重点項目として、「却下・取下げに関すること」の是正改善内容を確認し、日々の対応に問題がないことを確認
- ・「桐生市生活保護事務処理手引き」を作成し、係内で情報共有を行った。
- ・生活保護担当ケースワーカー全国研修会にケースワーカー1名が参加した。
- ・社会福祉主事資格認定通信課程のスクーリングにケースワーカー1名が参加した。
- ・全国生活保護査察指導に関する研究協議会に査察指導員1名が参加した。
- ・地域包括支援センター職員等研修会（精神疾患を抱える当事者への支援）に福祉課長、保護係長、ケースワーカー3名、医療介護担当者1名が参加した。



【問い合わせ】
保健福祉部福祉課保護係
TEL 0277-44-8238